

ごみ焼き等による火災が 多数発生しています!



今年に入ってから妹背牛町ではごみ焼き等による火災が多数発生しています。

ごみ焼き等(焼却行為)は、農業や林業を営むための焼却やたき火やキャンプファイヤー等の一部の例外を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

消防では火災とまぎらわしい行為を把握しておく必要があるため、例外とされるごみ焼き等(焼却行為)をする際には、深川地区消防組合火災予防条例により、「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書」を消防へ提出する必要があります。

ごみ焼き等(焼却行為)の注意事項

- 空気が乾燥している時や風が強い時には行わない!
- 一度に多量の焼却を行わないこと!(小分けにして行う)
- 水バケツ、消火器など消火の準備をすること!
- 焼却中はその場を離れず、離れる際には消火すること!
- 日没までに終了させて、夜間には行わないこと!
- 燃え広がり、自分で消火することができない場合は、速やかに119番通報すること!



消火道具も用意!



お問い合わせ・提出先
深川地区消防組合深川消防署妹背牛支署
電話番号:0164-32-2026

